

訪問型サービス(独自)サービスコード表(現行相当)

(青梅市)

サービスコード		サービス内容略称	軽度者向け(A7)	合成単位数(新)	算定単位	算定項目		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	1,176	1,176	1月につき	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)1,172単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一						
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	39	39	1日につき		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一						
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	2,349	2,349	1月につき	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)2,342単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一						
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	77	77	1日につき		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一						
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	3,727	3,727	1月につき	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)3,715単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一						
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	123	123	1日につき		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一						
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	268	268	1回につき	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)267単位 ※1月の中で全部で4回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一						
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	272	272		ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)271単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一						
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	287	287		ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)286単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一						
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	167	167		ト 訪問型サービス費(短時間サービス)	事業対象者・要支援2(20分未満)166単位 ※1月につき22回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一						
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算			1月につき		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			1月につき		特別地域加算	所定単位数の 15%加算
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			1日につき			所定単位数の 15%加算
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			1回につき			所定単位数の 15%加算
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			1月につき		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			1日につき			所定単位数の 10%加算
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			1回につき			所定単位数の 10%加算
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			1月につき		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			1日につき			所定単位数の 5%加算
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			1回につき			所定単位数の 5%加算
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	200	200	1月につき		チ 初回加算	200単位加算
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	100	100			リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位加算 (2)生活機能向上連携加算(Ⅰ)200単位加算
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	200	200				
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ					ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算 (4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算 (5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ						
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ						
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	終了	終了				
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	終了	終了				
A2	6278	訪問型独自サービス介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ					ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算 (2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算 (3)介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000加算
A2	6279	訪問型独自サービス介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ						
A2	6281	通所型サービス介護職員等ベースアップ等支援加算	新規	新規				
A2	8310	通所型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分					新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000加算

青梅市では、網掛け部分の設定(回数設定)はありません